児童手当の対象年齢が9歳までに

4月1日から、児童手当制度が変わり、支給対象年齢が、現在の義務教育就学前（**6歳到達後最初の年度末**）から小学校第3学年修了前（**9歳到達後最初の年度末**）までに拡大されました。

新たに児童手当を受ける保護者については、市役所（公務員の人は勤務先）で、請求の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う請求は、9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

現在、児童手当を受給している人と、していない人では手続きの内容が違いますので、詳しくは市役所社会福祉課児童福祉係☎63―5113または、お近くの支所にお問い合わせください。

県障の更新手続きを忘れずに

市では、県の単独医療費助成事業（県障）に基づいて、重度の身体障害者と知的障害者の経済的負担を軽減するため、医療費助成を行っています。これは、毎年、受給資格があるか確認するため、更新手続きが必要ですので、期限までに手続きをしてください。

■受給資格

○療育手帳「A」の人

○身体障害者手帳1～3級の人

前記要件のいずれかと所得要件があります。

■更新手続きに必要なもの

○療育手帳または身体障害者手帳

○健康保険証

○老人医療受給者証（65歳以上の人）

○食事療養に係る標準負担額減額認定証または老人保健法に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証（交付されている人のみ）

○同意書（課税状況の閲覧のため）

○印鑑

■更新期間・場所

7月30日(金)まで(休日除く)

午前8時30分～午後5時

社会福祉課

各支所障害福祉担当窓口

■問い合わせ先

社会福祉課障害福祉係

☎63―5113（内線262）

特別養護老人ホームへの入所申し込み手続き変更のお知らせ

8月1日(日)から、市内の5つの特別養護老人ホームでは、入所の必要性が高い人が優先的に入所できるようになります。これに伴い、入所申込書等の様式が変わりますのでお知らせします。

なお、すでに入所の申し込みをした人も、新たに新しい様式による申し込みが必要となります。

不明な点は、入所を希望する次の施設か、担当の居宅介護支援事務所にお問い合わせください。

○歌代の里　☎23―5151

○真野の里　☎55―4015

○はもちの里　☎88―3811

○大浦の里　☎74―0108

○やはたの里　☎51―1200

人権相談所開設のお知らせ

●日時　8月4日(水)

午前10時～午後3時

●会場　佐和田支所

●人権擁護委員

河原田本町229

村上　章如

☎57―3716

無料・秘密厳守です

●問い合わせ先

新潟地方法務局相川支局

☎74―3787

消防防災ヘリコプターによる救急患者搬送訓練を実施します

佐渡市消防本部では、新潟県消防防災航空隊、佐渡総合病院との合同救急搬送訓練を実施します。

この訓練は、松ヶ崎地区・高千地区からの救急患者を、ヘリコプターで早期に医療機関に搬送し、その有効性を検証することを目的としています。

●実施日時

7月29日(木)午後1時30分から

＊予備日　7月30日(金)午後1時30分から

各地区のヘリコプターの飛来時間は次のとおりです。

○松ヶ崎地区　松ヶ崎小学校グラウンド　午後2時頃

○高千地区　高千小中学校グラウンド　午後2時40分頃

○金井地区　金井中学校グラウンド　午後2時15分頃と午後3時05分頃

ヘリコプターの接近により、回転翼の風圧でホコリが舞い上がったり、騒音が発生しますが、ご理解くださるようお願いします。

＊見学については、現地の安全管理員の指示に従ってください。

●問い合わせ先

中央消防署　警防課救急救助係

☎52―3941

7・8月は農地パトロール月間です

農業委員会では、優良農地の確保と有効利用に向けて、農地パトロールを実施します。

遊休農地の発生防止・解消と無断転用の防止のため、農業委員全員で農地の利用状況を確認し、是正指導を行います。

草刈り等を徹底して、かけがえのない農地を守り活かしましょう。

献血のご協力をお願いします

○7月21日(水)

8：30～9：30　佐文工業所

10：30～11：30　JA佐渡新穂支所

13：00～15：00　新印中央青果市場

○7月22日(木)

9：30～11：30　佐渡中央会館

13：00～15：00　佐渡中央会館